

貴重図書等特別使用許可条件

< 共通 >

許可事項以外の使用をしないこと。

< 撮影 >

本学から要請があった場合は、撮影データのデジタルコピーを寄贈すること。

< 掲載・転載 >

- ① 掲載にあたっては、大阪公立大学図書館所蔵資料である旨を明記すること。
- ② 掲載された刊行物を発行日から 30 日以内に一部寄贈すること。
- ③ 許可刊行物以外への無断転用をしないこと。

< 放映 >

- ① 放映にあたっては、大阪公立大学図書館所蔵資料である旨を明記すること。
- ② 放映内容が確認できるものを放映日から 30 日以内に寄贈すること。
- ③ 許可番組以外への無断転用をしないこと。

< 借用・展示 >

- ① 資料の取扱いには十分に注意し、搬送は利用責任者またはその代理人が責任をもっておこなうこと。
- ② 資料を亡失または損傷した場合は、本学の指示に従いその損害を賠償すること。
- ③ 借用期間を厳守すること。